

長谷川羽曳野学園の今後の方向性について

大阪市こども青少年局

近年の社会的養護を必要とするこどもの数の増加やその抱える背景の多様化等の中で、社会的養護体制の一層の充実が全国的にも課題となっているところであり、本市においても社会的養護体制の質と量の両面における充実を図っていく必要があります。

そのような中で、大阪市社会福祉審議会児童養護施設等検討部会において、社会的養護についての検討がなされ、平成 22 年 3 月に「大阪市における社会的養護関係施設等のあり方について」の提言がまとめられました。

提言においては、本市の公設公営施設である長谷川羽曳野学園（以下「学園」という。）についても検討され、現状と課題について指摘されております。

学園の課題としては、教育委員会が所管する学校の寄宿舎であるため、小・中学生しか措置できず、中学校卒業後、家庭引取りが困難な子どもは、他の施設に措置変更することとなり、急激な生活環境の変化になじみず不登校となるなどの問題が生じていること、また入所児童の状況について、被虐待経験のある子どもの比率は約 8 割となっており、これは全国的情緒障害児短期治療施設の平均と同水準であること等があげられております。

また、学園の今後のあり方を検討するに当たって、入所から退所までできるだけ安定した生活環境を提供するため、学齢前から 18 歳までの子どもの受入れを可能とするべきであり、そのためには、現行の学校の寄宿舎としての機能を超えた児童養護施設としての機能の充実・強化と生活面のケアの充実とともに、とりわけ心理面での支援を強化し専門的援助体制を確立することが必要であることから、情緒障害児短期治療施設としての機能の強化を検討する必要性について言及されています。

この間、教育委員会事務局と当局において、学園のあるべき姿について様々な観点から協議・検討を重ねていくなかで、寄宿舎から情緒障害児短期治療施設への種別変更、当局への移管についても検討を行ってまいりました。

現在、本市においては、被虐待児童の入所児童数の増加に加えて、不登校や性格行動など育成相談にかかる相談件数も増加しており、そのような問題を抱えるこどもたちへの適切な援助・治療に対処するため、情緒障害児短期治療施設の入所枠、とりわけ、中学生以上の入所枠の確保が必要となっております。

以上のような状況とこれまでの経緯を踏まえ、学園については、児童養護施設等での支援施策を所管する当局へ施設移管するとともに、現行の学校と施設が併設されているという方式による学校教育の十分な保障を維持しつつ、指定管理者制度への移行を前提として情緒障害児短期治療施設への施設種別の変更を行うことといたしました。

これにより、将来的な要保護児童対策や市全体の児童養護施設等のあり方等をふまえ、心理的ケアの必要な児童や 15 歳以上の年長児童等に対するニーズにも的確かつ効果的に対応できるものと考えております。

施設種別の変更にあたっては、入所しているこどもやその保護者に対する丁寧な説明やケアの連続性への配慮など、ソフトランディングするための方策を十分講じる必要があると考えており、今後とも、教育委員会と連携しながらすすめてまいりたいと考えておりますので、なにとぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。